

(仮称) 古平・仁木・余市ウインドファーム事業

「今日までの足跡」

— 仁木町の風力発電を考える会編

目次

1. ～仁木と関西電力風車計画・これまでの流れ～ ……2ページ
2. (仮称) 古平・仁木・余市ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書に係る意見書 ……3ページ
関西電力株式会社御中 公益財団法人 日本自然保護協会 理事長 亀山 章 2022年6月30日
3. 計画段階環境配慮書に係る意見について (回答) 北海道知事鈴木直道様 余市町長齊藤啓輔 ……4ページ
2022年7月22日
4. 計画段階環境配慮書に係る意見について (回答) 北海道知事鈴木直道様 古平町長成田昭彦 ……5ページ
2022年8月2日
5. 計画段階環境配慮書に係る意見について (回答) 北海道知事鈴木直道様 仁木町長佐藤聖一郎 ……6ページ
2022年8月17日
6. (仮称) 古平・仁木・余市ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書に係る意見について (回答) ……7ページ
北海道知事鈴木直道様 共和町長成田慎一 2022年8月19日
7. (仮称) 古平・仁木・余市ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について ……8ページ
2022年8月23日 関西電力株式会社 経済産業省
8. (仮称) 古平・仁木・余市ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書に係る知事意見 ……13ページ
2022年9月12日 関西電力株式会社宛て 鈴木直道北海道知事
9. (仮称) 古平・仁木・余市ウインドファーム事業に関する住民説明会を求める要望書 ……16ページ
関西電力株式会社 御中 仁木町の風力発電を考える会 代表瀬川裕人 2022年9月22日
10. (仮称) 古平・仁木・余市ウインドファーム事業について計画中止を求める要望書 ……17ページ
北海道環境影響評価審議委員会様 仁木町の風力発電を考える会 代表瀬川裕人
2022年9月22日
11. 北海道環境影響評価審議委員会のメンバー ……20ページ

～仁木と関西電力風車計画・これまでの流れ～

2022年 1月20日	<p>★関西電力が大江・銀山の町内会長を集め、町の住民課立ち合いの許、「古平・仁木・余市風車建設計画」の発表と説明が行われるも、地元住民には知らせないようにと、口止めされる</p> <p style="text-align: right;">銀山生活改善センター、15名の参加者</p>
5月24日	<p>★ふたたび大江・銀山の町内会長を集め、2回目の説明会が行われる</p> <p style="text-align: right;">銀山生活改善センター、15名の参加者</p>
5月30日	<p>★関西電力ホームページにて、環境影響評価法に基づき、「計画段階環境配慮書」等を、経済産業大臣へ提出、北海道知事にも意見を求めたと公表</p>
6月1日	<p>★仁木町の広報誌に風車建設計画が発表される</p> <p>★意見書提出を同月末まで受け付け、計画の繊細情報は、HPと仁木町役場窓口の「環境配慮書」（約200p）縦覧のみでコピー不可</p> <p>★発表後も、計画を知らない町民が大多数</p> <p>★それでも意見書は100通を超えた。しかし、その回答は未だ無し</p>
7月	<p>★風車の健康被害や、環境破壊の実態を知った町民の有志たちで「仁木町の風力発電を考える会」（以下考える会）を発足</p> <p>★林副町長に学習会開催許可を打診、承諾頂くとともに、関西電力側からの説明会も開催すべきとの意向を受ける</p> <p>★即、副町長より、関西電力に対して、風車の説明会を要請して頂く</p>
8月10日	<p>★銀山生活改善センターにて、「考える会」主催「第一回風車発電を学ぶ会」開催</p> <p>★銀山地区住民を中心に約50人が参加</p>
8月17日	<p>★仁木町佐藤町長より、北海道知事に意見書提出（別紙添付6ページ）</p>
8月20日	<p>★仁木町民センターホールにて、「第2回『STOP風車』学習会」開催</p> <p>★約100人が参加</p>
8月23日	<p>★経済産業省より事業者（関西電力）に対する意見書（別紙添付8ページ）</p>
9月初旬	<p>★関西電力から4名の職員が銀山の施設や町内会長宅を訪れる</p>
9月12日	<p>★北海道鈴木知事より事業者（関西電力）に対して意見書発行（別紙添付13ページ）</p>
9月23日	<p>★仁木町民センターにて「第3回『STOP風車』学習会」開催</p>
現在	<p>★関西電力に対する、町民説明会要請に対して、関電側は、「外部から過激派が入ってくるので開催しない」との回答</p>

2022.9.23現在

関西電力株式会社 御中

(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業

計画段階環境配慮書に関する意見書

〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-10 ミトヨビル 2F

公益財団法人 日本自然保護協会

理事長 亀山 章

日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、北海道小樽市、赤井川村、および余市町で計画されている(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業(事業者: 関西電力株式会社、最大総出力: 268,800kW、基数: 最大 64 基)の計画段階環境配慮書に関して意見を述べる。

本事業は下記のような懸念があり、生物多様性の喪失などの自然環境面での多大な影響が予測されることから、事業計画を中止するか、事業実施想定区域の抜本的な見直しが必要である。

1. 事業実施想定範囲のほぼ全域が自然度9と10のエリアである

事業実施想定範囲には、風力発電機の設置想定範囲の尾根部を中心に植生自然度9のエゾイタヤシナノキ群落などが広範囲に分布し、一部の稜線東側の風背斜面には植生自然度10の高径草原群落が分布する。事業実施想定範囲の東寄りのルベシベ山(793.1m)にはマイクロウェーブ反射板があり、ルベシベ山よりも東の稜線沿いには登山道が存在するが、ルベシベ山の西側には、既設の登山道も林道も存在しない。そのため、風力発電機を設置するためには、工食用道路を新設する必要があり、広範囲の土地の改変および立木の伐採が予想される。事業実施想定範囲は、自然林が広範囲に分布する西側の積丹半島中央部と東側の余市岳との間に位置し、同地域の森林が失われることで、自然林の連続性が失われることが懸念される。

このような自然環境面で重要な森林を広範囲に開発する行為は、自然環境保全上、行うべきではなく、そもそも本地域に建設を計画した事業者の見識が問われる。

2. 道指定の余市鳥獣保護区の余市特別保護地区

事業実施想定範囲内には、稲倉石山東側の余市鳥獣保護区および余市特別保護地区が含まれる。鳥獣保護区は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域であり、特に特別保護地区を事業実施想定範囲内に含めたことは、自然保護上の問題が大きい。森林に生息する鳥獣の保護を目的とした余市鳥獣保護区および余市特別保護地区を事業実施想定範囲からは除外すべきである。

以上

余 經 商 号
令和4年7月22日

北海道知事 鈴木直道様

余市町長 齊藤啓輔



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和4年6月2日付け環境第317号において意見照会のありました「(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書」について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 本事業について地域住民の理解が十分に得られるよう、丁寧な説明と誠意ある対応に努めること。
なお、方法書以降の図書の作成に当たっては、図画や図表の記載並びに平易な解説などを用い、地域住民にとって理解しやすい図書となるよう努めること。
2. 本事業により発生する低周波音（超低周波音を含む）や風車の影（シャドウフリッカー）による健康被害について、地域住民より不安の声が寄せられていることから、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れ適切に調査及び評価を行い、その結果を踏まえた措置を講ずることにより、地域住民の生活環境に対する影響の回避に努めること。
3. 自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害することのないよう十分に検証すること。
4. 動植物の生息環境や生態系に与える影響を調査し、自然環境への配慮を十分に検証すること。
5. 事業区域及びその周辺には、複数の河川が存在しており、水道用水の水源となっている河川に影響を及ぼす可能性もあり、工事に伴う水環境への影響及び地形の改変により発生する可能性のある水の濁りや土砂災害を想定の上、十分に検証し影響の回避に努めること。
6. 事業終了後の発電設備撤去及び処分の適切な実施のため、当該設備撤去後における跡地（撤去のために整備する作業用道路などを含む）への植林など、事業区域を原状に復するための方法等について調査、予測及び評価をすること。

余市町朝日町26番地
経済部商工観光課商工労政係
担当：清水
TEL:0135-21-2125



古 産 商 号
令和 4 年 8 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道 様

古平町長 成 田 昭 彦

計画段階環境配慮書に係る意見について (回答)

令和4年(2022年)6月2日付け環境第317号で照会のあったこのことについて、意見なしの旨回答いたします。

商工観光係
担 当：主事 山口友里衣
電 話：0135-48-9840 (内線 235)
F A X：0135-42-3583
E-Mail：shoukankou.sct@town.furubira.lg.jp

環境生活部環境局環境政策課

- 4. 8. - 2 収受

第 291-1 号

仁 住 号
令和4年8月17日

北海道知事 鈴木直道様

仁木町長 佐藤聖一郎



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和4年6月2日付け環境第317号において意見照会のありました「(仮称)古平・仁木余市ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書」について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 本事業について地域住民の理解が十分に得られるよう、丁寧な説明と誠意ある対応に努めること。
なお、方法書以降の図書の作成に当たっては、図画や図表の記載並びに平易な解説などを用い、地域住民にとって理解しやすい図書となるよう努めること。
- 2 本事業により発生する低周波音（超低周波音を含む）や風車の影（シャドーフリッカー）による健康被害について、地域住民より不安の声が寄せられていることから、最新の知見を踏まえ適切に調査及び評価を行い、その結果を踏まえた措置を講ずることにより、地域住民の生活環境に対する影響を回避又は十分に低減するよう努めること。
- 3 自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害することのないよう十分に検証すること。
- 4 動植物の生息環境や微生物を含む生態系に与える影響を調査し、特にバードストライクなどの重大な環境影響の有無についても十分に検証すること。
- 5 事業終了後の発電設備撤去及び処分の適切な実施のため、当該設備撤去後における跡地（撤去のために整備する作業用道路などを含む）への植林など、事業区域を原状に復するための方法等について調査、予測及び評価をすること。
- 6 巨大な工作物が古平町、仁木町、余市町に連なる土砂災害警戒区域に近接する山中に建設されることとなっているが、近年、全国で土砂災害が頻発している中、住民より建設によって土砂災害の危険性が高まることが指摘されていることから土砂災害を招くことがないよう、十分に検証すること。

住民課環境衛生係
参事 渡辺 和之
電話 0135-32-2513

環境生活部環境局環境政策課

- 4. 8. 17 収受

第 291-2号

共 企 号
令和 4 年 8 月 1 9 日

北海道知事 鈴木 直道 様

共和町長 成 田 慎



(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書に
係る意見について (回答)

このことについて、下記のとおり回答いたします。

記

令和4年5月に作成された、『(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書』によりますと、本事業の実施想定区域は、古平郡古平町、余市郡仁木町、余市郡余市町及び当町において約 8,546ha の想定面積で計画されておりますが、具体的な配置計画は未定であるものの、当町には風力発電機を設置しない想定となっております。

また、配慮書の226ページと227ページに、事業実施想定区域から2kmの範囲における配慮すべき施設等の分布状況が記載されておりますが、当町については2kmの範囲内に配慮すべき施設等が存在しておりません。以上のことから、特段の意見なしとして回答いたします。

(企画振興課企画調整係)



関西電力株式会社「(仮称)古平・仁木・余市ウインドファーム事業に係る計画段階
環境配慮書」に対する意見について

令和4年8月23日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)古平・仁木・余市ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」について、関西電力株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道古平郡古平町、余市郡仁木町、余市郡余市町及び岩内郡共和町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大268,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 5月30日
環境大臣意見受理	令和4年 8月 5日
経済産業大臣意見	令和4年 8月23日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

関西電力株式会社「（仮称）古平・仁木・余市ウィンドファーム事業に係る計画段階環境
配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域等の設定

本配慮書では、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置の可能性がある区域として広く設定することで位置・規模の複数案を設定し、事業実施に伴う騒音、風車の影、動物、植物、生態系、景観等に係る調査、予測及び評価が実施されている。一方で、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の全域が保安林となっており、広い範囲が水源かん養保安林、一部が干害防備保安林となっているほか、全域に植生自然度が高い植生の分布情報があり、事業の位置の選定に当たって、これらの要素が十分に考慮されていない懸念がある。このため、複数案からの絞り込み、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の構造・配置及び位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、本意見で指摘した観点及び関係機関との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

（2）累積的な影響

想定区域の周辺においては、本事業者が出資する事業者による風力発電所及び他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域の絞り込みや風力発電設備等の配置等を検討すること。また、他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

想定区域及びその周辺は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性のある複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響は、風力発電機の機種または配置によっては影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）に加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び上水道等の取水地点、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、集水域も含めて土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋及び取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性のある住居等が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔を取ることで等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域の周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ、海ワシ類の猛禽類の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺では、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたササ自然草原、ササ－ダケカンバ群落等の植生や、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の

配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定されたニセコ積丹小樽海岸国定公園が位置している。当該公園内には、主要な眺望点であり、利用施設計画に位置づけられている「丸山園地」、「シリパ園地」等が存在することから、本事業の実施により、これらの利用施設及び眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域の周辺には、「滝ノ潤岬海岸」、「オオドマリ岬海岸」等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の実施に伴う工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

令和4年(2022年)9月12日

関西電力株式会社宛て

本事業は古平郡古平町、余市郡仁木町及び余市町並びに岩内郡共和町の4町に及ぶ約8,546haを事業実施想定区域として、全高最大179.4m、ローター直径最大158mに及ぶ最大64基の風力発電機による最大出力268,800kWの風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域はニセコ積丹小樽海岸国定公園に隣接し、同区域には自然度の高い植生や保安林、鳥獣保護区といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、特に保安林及び自然度の高い植生については同区域のほぼ全域を占めているほか、クマタカなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域には急傾斜地崩壊危険区域等が存在している。さらに、同区域及びその周辺には住居や福祉施設等が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価における配慮書手続は、事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期の段階において、事業による重大な影響を回避・低減することが目的である。

本事業では、事業実施想定区域を広く設定することで位置・規模の複数案としているが、同区域のほぼ全域に重要な自然環境のまとまりの場等の配慮が必要な区域が含まれている。

このため、今後、位置・規模等の熟度を高めたとしても重大な影響を回避することが困難となることが懸念され、環境保全の見地からより慎重な検討が必要であることから、事業実施想定区域及びその周辺の現況及び各環境要素の重要性について、改めて認識し直し、必要に応じて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

- (2) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種等の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (3) 本配慮書では、風況、地形、道路整備状況、法令等の制約を受ける区域、環境保全上留意が必要な施設等、防災計画上留意が必要な区域を確認し、事業実施想定区域を設定したとしているが、確認事項の選定理由及びその理由に沿った検討過程の説明がされておらず、事業実施想定区域の設定理由が不明瞭であるため、方法書ではそれらについて分かりやすく記載すること。特に、保安林が事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、当該保安林を回避しなかった理由などについても記載すること。

また、風力発電機設置想定範囲には急傾斜地崩壊危険区域等が存在していることから、土砂流出等の防止にも配慮すること。

- (4) 今後の手続きに当たっては、地域住民から騒音及び超低周波音、風車の影並びに土砂流出等による影響を懸念する声が認められている状況を踏まえ、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- (5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には住居や福祉施設等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 水質

本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域のほぼ全域が水源かん養もしくは干害防備保安林であるほか、区域周辺には複数の浄水場取水地点があり、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる水道用水の水源への影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水質への影響を特に配慮しなければならない区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」において、クマタカなどの分布情報により注意喚起レベルA3及びCのメッシュに含まれており、特に重点的な調査が必要とされている。また、同区域及びその周辺では、文献や専門家ヒアリング等により希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 動物相については、哺乳類（コウモリ類を含む）や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には、植生自然度の高いエゾイタヤシナノキ群落、保安林、鳥獣保護区及び特別保護地区といった重要な自然環境のままとりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。特に、保安林及び自然度の高い植生については同区域のほぼ全域を占めているが、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観

ア 本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体へのヒアリングなどにより選定しているが、ヒアリング対象を広げるなど、他に追加すべき眺望点がないか改めて検討すること。また、景観資源については、自然環境の観点のみから選定しているが、史跡や文化財など歴史的・文化的な観点からも選定すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域は、様々な景観資源を有するニセコ積丹小樽海岸国定公園に隣接しており、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、風力発電機設置想定範囲が広範囲であることから、場所によっては風車群が水平方向に広く視認されるようになり、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

2022年9月22日

関西電力株式会社 御中

仁木町の風力発電を考える会
代表 瀬川 裕人

(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業に関する住民説明会を求める要望書

要望事項

- ・住民の不安や疑問に対し速やかに、法定以外の住民説明会を公開で開催すること。
- ・説明会の周知は、少なくとも古平町・仁木町・余市町の広報誌に掲載してから行うこと。

要望についての説明

本年6月に貴社は「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」を建設する計画を発表しました。事業計画については、住民から不安や懸念の声が上がっていますが、この計画事体が依然として住民に十分に知られていない状況であり、この先も含め知る機会や、貴社と対面して質問、意見を表明する機会が方法書段階まで確保されない可能性があります。企業として責任ある姿勢を地元住民に示すため、早急に住民説明会を公開で開催することを求めます。

また、住民説明会開催にあたり、当会として以下の点を要望致します。

- 1) 北海道環境影響評価審議会の質問(1-3 2次回答)に対する貴社の回答は「縦覧期間が終了しても、住民等からの要望があれば、アセス手続きとは別に、事業計画の理解が深まるように、適宜、説明の実施を考えております。」とあるように、住民説明会の開催に当たっては、より多くの人々の理解を得るように、人数制限を行わず早急に開催する事。
- 2) 住民の質問に対し、持ち帰らずにその場で十分に回答すること、およびそのために必要な時間をとること。
- 3) 一人一問などの制限を設定せず、自由な質問、発言を許可すること。
- 4) マスコミも含め録音を許可すること。
- 5) 議事録を作成しホームページ等で公表すること。
- 6) アンケートを配布し、発言しなかった参加者が感想、意見、質問を記入できるようにし、その内容と貴社からの回答を議事録とともに公表すること。
- 7) 冒頭20分程度で、当該事業の概要について初めて参加する住民にもわかりやすいよう説明すること。

上記要望について、貴社のお考えや今後の予定を書面にて10月21日まで、下記宛にお願いいたします。

尚、回答如何に関わらず、SNSやホームページにおいて公開いたしますので、ご了承ください。

送付先 仁木町の風力発電を考える会
代表 瀬川 裕人
〒048-2335 北海道仁木町銀山2-521

令和4年9月22日

北海道環境影響評価審議委員会 様

仁木町の風力発電を考える会

代表 瀬川裕人

「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業について計画中止を求める要望書」

私たちは自然豊かな仁木町で長年にわたり生活を行っている住民ですが、再生可能エネルギーそのものに反対するものではありません。風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や重要性があるという国の見解ですが、景勝地や貴重な自然環境を覆うような風車建設計画に対しては、様々な問題があると考えます。加えて、現状ではこの地域において、豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。また、近隣市町村では複数の風力発電計画「(仮称)北海道小樽余市風力発電所では、4,300-5,500kW 最大 27 基」「(仮称)小樽・赤井川ウィンドファーム事業では、4,200-6,100kW 最大 22 基」が行われており、当該地区においては「4,200-6,100kW 最大 64 基」もの計画が進められ、全て合わせると最大で 113 基の風車が建設されていることから、累積的影響が懸念されます。このような中、大型で大規模な風力発電施設が、今後、永きに渡り稼働する事によって、同地域の自然・住環境を大きく損なう恐れがあり巨大風力発電計画には多くの疑問を感じずにはられません。

1. 土砂災害の危険の増大

事業実施想定区域の北側及び南側には「土石流危険渓流」の位置づけがあり、さらに周辺には砂防指定地に基づく「山地災害危険地区」が存在し、区域に隣接する銀山地区周辺には「崩壊土砂流出危険地区」が存在する土地の改変に慎重に要する地域です。

7月21日開催の「北海道環境影響評価審議会」において、委員の皆様から、土石流危険渓流に盛土をすると危険度が高くなる。脆弱な土地が多く、災害を起こしかねない事業に繋がると指摘されており、このような山の尾根を大きく改変し、工事用道路や管理用道路、風車建設地を造成する事は土砂災害の危険を増す行為で、住民の命に係わる大問題です。

2. 国有林内での開発行為

事業実施想定区域の殆どは国有林内であり、かつ、「水源涵養保安林」や「干害防備保安林」として指定されています。国民の財産である貴重な国有林であり、さらに「水源涵養保安林」は「流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林の機能とともに、洪水、渇水を緩和したり、各種用水を確保したりするもの」であり、

一方の「干害防備保安林」は「洪水、濁水を緩和し、又は各種用水を確保する森林の水源涵養機能により、局所的な用水源を保護する。」という、どちらも山林の保全や地域生活を守るための貴重な位置づけです。

7月21日開催の「北海道環境影響評価審議会」において、委員の皆様から、治山の面から見て水源涵養保安林内の計画は、配慮が欠けている。等のご意見がありそれに対し、参加していた事業者である関西電力は、「代替えの保安林を用意する」と想像がおよびもつかない発言をされていました。このような事業者がこの地において発電事業を行うには全く信用できるものではありません。

3. 低周波音による健康被害の懸念

風車から発生する低周波音（超低周波音）は遠くまで届き、その騒音や低周波音などが、周辺住民に睡眠影響や頭痛、めまいなどの健康被害を引き起こす例が、国内外で報告されています。さらに山間部では音の反響などが生じ、影響評価が困難になりますが、計画では、これまでにない巨大な風車を高密度で使用します。また山間部では雲に反射した低周波音がやまびこのように谷に響く可能性も指摘されています。事業実施想定区域から2km範囲内には、住宅等が152件、学校が2件、福祉施設が5件あり、一番近い福祉施設まで約1kmほどしか離れていませんし、そうしたリスクは住民に知らされないままです。

4. 景観の破壊過疎化に拍車

田畑や緑輝く町の自然の風景に、最大高179.4mもある巨大な人工物である風車は馴染みません。美しい山里の暮らしを享受してきた人々の慣れ親しんだ風景を一方的に奪います。また巨大な風車が近くに立つ場所に新たに住みたいと思う人はいるでしょうか？過疎化に悩む地域の希望である移住者の減少、ひいては過疎化に拍車をかけます。また、事業実施想定区域の周辺にはニセコ積丹小樽国立公園が位置しており、公園内には主要な眺望点があることから眺望景観への影響が懸念されると同時に、長年暮らしてきた生活環境（住環境）の変化は、そこに住む住民や移住者への負担でしかありません。

5. 動植物への悪影響

事業実施想定区域にはクマタカ（絶滅危惧IB類（EN））やイヌワシ（絶滅危惧IB類（EN））などの希少動物や絶滅危惧種が多く生息しています。尾根沿いに巨大な風車が立ち並ぶことはそれらの動植物の生息に大きな影響を与えます。バードストライクは全国各地で問題になっており、鳥類への影響が懸念されています。また風車による振動や機械音が動物の住処を奪い、行動を変えていきます。そしてその影響により、動物たちの生息域が人里へと近づき、食害がさらに増加する危険があります。

6. 風車の影による影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性のある住居等が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念されます。このような事は長年住み続けてきた生活環境に大きな影響をもたらします。

7. 住民への周知とコミュニケーションの欠如

配慮書段階では法的な住民説明会の義務はありませんが、自治会長のみへの説明は2022年1月を皮切りに、余市町・古平町・仁木町の各自治会長への説明を行っているにもかかわらず、住民への説明は一切行われていません。計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、その意思を全く感じる事ができません。

8. 社会福祉施設に近接する事業計画地

銀山地域（仁木町）には、社会福祉施設「銀山学園」と、児童養護施設「桜ヶ丘学園」があります。また、古平町には古平福祉会「共働の家」があり、どちらも事業実施想定区域からほど近い距離に立地しています。知的障がいを持つ皆さんの幸せの場や、児童が自立のために生き生きと生活を行う場であり、動植物を含めた自然環境や、ここに暮らす地域住民など、ここに住む皆さんが幸せを感じられ留場でもあります。特に銀山地域では、銀山学園を創設した先人達によって、「誰もが幸せになれる地域」を目指して、地域づくり活動を実践して来ました。このように自然豊かで心豊かに生活を行う場であるにもかかわらず、そのような大切な地域に隣接する計画は到底許されるものではありません。

以上の理由により下記の事項を強く要望いたします。

- ・土砂災害の危険が増し、暮らしと環境を破壊するこの計画を認めず、事業の中止、撤回を求めて下さるよう強く要望いたします

回答につきましては文書にて10月21日まで下記宛先にお問い合わせをお願いします。

尚、この要望書および回答はSNS、HPなどで公開させていただきますのでご了承ください

要望者 仁木町の風力発電を考える会

代表 瀬川 裕人

住所 〒048-2335 仁木町銀山2-521

連絡先 電話 0135-33-5590

北海道環境審議委員会のメンバー

秋山雅行	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部長	〒060-0819 札幌市北区北19条西12丁目 北海道総合研究プラザ
石井一英	北海道大学工学部環境工学研究部門 循環創生システム研究室 教授	〒060-8628 北海道札幌市北区北13条西8丁目 北海道大学 大学院工学研究院
大原昌宏	北海道大学総合博物館 昆虫体系学（資料基礎研究系） 教授	〒060-0810 北海道札幌市北区北10条西8丁目 北海道大学総合博物館
押田龍夫	帯広畜産大学環境農学研究部門 環境生態学分野環境生態学系 教授	〒080-8555 帯広市稲田町西2線11番地
笠井亮秀	北海道大学大学院水産科学研究院 海洋生物資源科学部門海洋環境科学分野 教授	〒041-8611 北海道函館市港町3丁目1-1
笠井美青	北海道大学大学院農学研究院 基礎研究部門森林科学分野流域砂防学研究室 准教授	〒060-8589 北海道札幌市北区北9条西9丁目
北夕紀	東海大学札幌キャンパス生物学部 海洋生物科学科 准教授	〒005-0825 北海道札幌市南区南沢5条1丁目1-1
澁谷正人	北海道大学大学院農学研究院 教授	〒060-8589 北海道札幌市北区北9条西9丁目
白木彩子	東京農業大学生物産学学部北方園農学科 動物資源管理学研究室 准教授	〒099-2422 北海道網走市八坂196
鈴木光	北海道大学法文学部 教授	〒062-8605 北海道札幌市豊平区旭町4丁目1-40
先崎理之	北海道大学大学院地球環境科学研究院 生態保全学部門 助教	〒060-0810 北海道札幌市北区北10条西5丁目
高橋英明	北海道立総合研究機構環境・地質研究本部 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部 専門研究員	060-0819 札幌市北区北19条西11丁目 北海道総合研究プラザ
露崎史朗 (委員長)	北海道大学大学院地球環境科学研究院 統合環境科学部門 教授	〒060-0810 北海道札幌市北区北10条西5丁目
奈良顕子	有限会社 奈良建築環境設計室 室長	〒001-0903 北海道札幌市北区新琴似3条9丁目3-10
吉中厚裕	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授	〒069-8501 北海道江別市文京台緑町582番地

関係自治体首長住所

北海道知事	鈴木直道	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
余市町長	齊藤啓輔	〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地
仁木町長	佐藤聖一郎	〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1
古平町長	成田昭彦	〒046-0192 古平郡古平町大字浜町50番地
環境大臣	西村明宏	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
経済産業大臣	西村康稔	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

2022年9月23日

第三回「STOP 風車」学習会 in 仁木
仁木町民センター 多目的文化ホール